過疎地域における内発的発展の有効性に関する研究:北海道下川町を事例として

水野,淳子

過疎対策として、1970年に「過疎地域対策緊急措置法」（以下「緊急措置法」）、1980年に「過疎地域振興特別措置法」（以下「振興法」）、1990年に棋士地域活性化特別措置法」（以下罫活性化法」）がそれぞれ10年の時限立法として制定された。過疎法によって行われた過疎対策事業の内容は、交通通信体系の整備や公共施設の整備といった画一的なものに重点が置かれていた。これは過疎法の上位計画である全国総合開発計画が、地方都市の発展による余波を受け、農村も発展すると考えていたことに要因がある。この考えによれば、地方都市との交通通信体系さえ改善すれば農村は発展し、過疎問題も解決するということになる。しかし、画一的な過疎対策事業では過疎問題を解決することはできなかったのであるそこで、農村では独自の過疎対策事業を行っていかなければならないという認識が強まり、近年様々な過疎対策事業が行われるようになった。しかし、ほとんどの農村では成果を出せずにいる。近年、地域問題の解決と発展方向において内発的発展論が注目されている。内発的発展は全国総合開発計画において行われた外来型開発の対抗軸として提起され、地域振興における有効性が示されつつある。そこで本稿では北海道下川町を事例として内発的発展による地域振興が過疎問題を解決し得るかどうかの検討を行い、内発的発展を進める上での留意点について考察した。

結果

下川町の地域振興は、農林業を中心とする内発的発展により進められてきた。下川町の地域振興の成果を過疎問題の人口的側面、社会的側面、経済的側面に沿って整理する。下川町では、まず、ふるさと運動に取り組み、住民の連帯性を回復させ、社会的側面を解決している。住民の連帯性が失われるということは、同じ地域住民として共有するものがないということである。下川町では、地域住民が参加して一つのものを作り上げることによって共有するものができ、連帯性が回復された。地域住民の連帯性が圓復されると、それは住民の地域への愛着につながり、地域振興の活発化へとつながる。林業振興、企業誘致、農業振興により、地域資源の停滞粗放化を防ぎ、生産活動を活性化させている。さらに、社会的側面、経済的側面の問題が解決される中で、近年人口的側面においても効果が現れ始めた。以上から下川町において過疎問題は解決の方向に向かっている。従って内発的発展は過疎問題に対して有効性を示すと考えられる。